

contents

- 1 撤去マンホール蓋を販売します
- 2 下水道使用料の改定について
- 3 水道事業ビジョン・経営戦略の改定について
- 4 お知らせ・お問合せ先

こまき峠水道

～峠を越えて、水の安全と
街の未来をつなぐ～



今回、水道および下水道の使用者の皆さんに、より関心を持ってもらうため、PRの一環として広報紙を作成しました。名称は、小牧市のシンボルである小牧山の山の字に上水道・下水道の上下の文字を合わせ峠とし、「こまき峠水道」としました。峠には転換点という意味があり、今までのように人口増加による設備投資の時代から、設備の更新・老朽化対策など維持管理が重要となってくる時代への転換点を迎えている現在から未来に向け事業がつながっていくよう名付けたものです。今後も、情報発信に努めていきますのでご期待ください。

● 水道事業とは

川を流れる水や地下水はそのままでは飲むことが出来ません。安心して飲むことができる水に浄化して各家庭に配水するのが水道事業です。

● 下水道事業とは

トイレや台所、洗濯などから排出される水（汚水）を処理してきれいにすることで、快適で衛生的な生活環境づくりを行う汚水事業と雨水を排除し浸水被害の防御などを行う雨水事業があります。

撤去マンホール蓋を販売します！

小牧市内の道路に設置されていた、現役生活を終えたマンホール蓋を限定販売します。

- 販売枚数 10枚
- 販売価格 1枚 3,300 円（消費税込み）以上
- 申込期間 令和7年 11月4日（火）～12月1日（月）
- 申込条件 市内・市外在住や個人・法人などの制限はありません



申込み
手続き

- ・詳細は、市HPまたは上水道管理センター、市役所受付、各支所に置いてあるリーフレットをご確認の上、QRコードのリンク先の申込みフォームをご利用いただくか申込用紙をメール（suishisetsu@city.komaki.lg.jp）又は郵送・持参（〒485-0814 小牧市古雅 4-117）
- ・問合せ先 上下水道施設課下水道維持係（0568-79-1485）

お知らせ・お問合せ先

水道工事について

皆さんに安全な水を、安定してお届けするために、水道管の耐震化工事や緊急的な漏水補修工事を日常的に行う必要があります。

その際には、十分注意を払い水道工事を進めますが、やむをえず工事箇所周辺の地域において「断水」「にごり水」等が発生する場合があります。また、予期せぬ事故や災害、消火活動などによっても、「断水」「にごり水」等が発生する場合があります。

「にごり水」の発生が予想される場合には、あらかじめ事前周知を行い、水道の使用量が少ない夜間に作業を行うなど注意を払い作業を進めております。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

★漏水や水のにごり等がありましたら、下記に連絡をお願いします。

漏水等	下水道維持係 (0568-79-1342)
耐震化工事等	上下水道施設課 水道建設係 (0568-39-4031)



下水道への接続をお願いします

下水道の供用開始区域内に住んでいる方は、法律で速やかに接続するよう義務付けられています。

下水道に接続する際には、「指定工事店」に工事を依頼してください。



料金支払いのご案内

水道料金・下水道使用料のお支払いは、便利な口座振替をご利用ください。他にも、24時間対応可能なスマートフォン決済アプリやコンビニエンスストアによるお支払いも可能です。



検針にご協力ください

水道の使用量を計量するため、2ヶ月に1回、検針員が皆様のお宅へ伺います。正しい検針ができるように皆様のご協力をお願いします。



WEB 受付のご案内

水道を使用するときや止めるとき、名義変更などのお手続きは、インターネットよりお申し込みいただけます。QRコードのリンク先からお申し込みください。



お問合せ

9:00 ▶ 16:00

土日祝除く

- | | |
|-------------------------|------------------------|
| ・検針、料金のお支払い、契約内容の変更について | お客様センター (0568-79-1320) |
| ・道路の水漏れやマンホールの異常など | 上下水道施設課 (0568-79-1342) |
| ・水道管・下水道管の埋設状況について | 上下水道業務課 (0568-79-1314) |
| ・そのほか水道・下水道全般について | 上下水道経営課 (0568-79-1305) |

Q&A、使用料早見表

使用料改定についてのQ&Aや、改定後の使用料早見表は下のQRコードのリンク先をご確認ください。



いつの支払いから新しい使用料になるのか

令和 7 年 10 月から新しい使用料体系になりましたが、9 月以前から引き続き下水道を使用しているご家庭は、令和 7 年 12 月検針分から新しい使用料になります。そのため、偶数月に検針している家庭は 12 月検針から、奇数月に検針している家庭は 1 月検針から改定後の使用料になります。

また、令和 7 年 10 月以降に新しく下水道を使用開始したご家庭は、使用を始めた月から新しい使用料になります。

検 針	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月
偶数月		旧使用料	新使用料		12月検針	請 求	
奇数月			旧使用料	新使用料		1月検針	請 求

「水道事業ビジョン・経営戦略」の改定について

小牧市の水道事業は、横内浄水場の更新工事や大規模地震に備えるための耐震化工事の実施により、近年は資金が減少していますが、今後も施設の老朽化による更新工事の増大が見込まれます。そこで現在、学識経験者や市内団体代表者、公募市民で構成された「小牧市上下水道事業経営審議会」において、今後の水道事業に必要な施策を検討し、中長期的な経営の基本計画である「小牧市水道事業ビジョン・経営戦略」の改定をしているところです。審議の状況は、令和6年度第5回以降の小牧市上下水道事業経営審議会のページをご覧ください。

詳しくはこちら



小牧市上下水道事業経営審議会の開催の様子

下水道使用料の改定について

公共下水道事業の経営状況の改善を目的として、令和 7 年 10 月に下水道使用料を改定しました。使用者の皆様にはご負担をおかけしますが、皆様で支えていただくため、ご理解いただきますようお願いいたします。

不足分は一般会計（市税など）で補てん



汚水処理費用と使用料収入

なぜ、下水道使用料を改定するのか

家庭の台所やトイレなどから排出される汚水を下水道で処理する「汚水処理費用」については、その使用者が全額負担することが原則となっております。しかし、小牧市下水道事業では、汚水処理費用に対し使用料収入が不足しており、不足分は一般会計からの繰入金（市税など）で補っている状況です。将来にわたって安定した下水道サービスを提供するために、下水道使用料を改定することになりました。

使用料体系（1か月当たり・消費税別）

区 分	基本使用料	従量使用料（1㎡あたり）					
		1~10 ㎡	11~20 ㎡	21~40 ㎡	41~100 ㎡	101~500 ㎡	501 ㎡~
改訂前	718 円	—	72 円	87 円	106 円	131 円	160 円
改定後	933 円	10 円	93 円	108 円	127 円	152 円	181 円
差 額	215 円	10 円	21 円	21 円	21 円	21 円	21 円

お支払いいただく使用料

下水道使用料は、2か月に1回、水道料金と合わせてお支払いいただいています。使用している水の量（排出量）によって値上げ額は変わります。値上げ額の目安はモデルケースの表をご覧ください。なお、自分の家庭がどのくらい下水道使用料を支払っているのかは、送られてくる「水道料金・下水道使用料等のお知らせ」の下水道の部分（★）で確認することが出来ます。1㎡毎の具体的な下水道使用料を知りたい方は、次ページの QR コードのリンク先をご確認ください。

モデルケース（2か月・消費税込み）

排出量	10 ㎡	20 ㎡	30 ㎡	40 ㎡	50 ㎡
改訂前	1,579 円	1,579 円	2,371 円	3,163 円	4,120 円
改定後	2,162 円	2,272 円	3,295 円	4,318 円	5,506 円
差 額	583 円	693 円	924 円	1,155 円	1,386 円

水道料金・下水道使用料等のお知らせ

令和〇年〇月調定分 (使用期間 〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日)				
お客さま番号		口 径	用 途	メーター番号
0000000-000		13mm	〇〇〇〇	00000000
住 所				
〇〇〇〇 〇〇〇〇 様				
水 道	今 回 の 指 針			1,876 ㎡
	前 回 の 指 針(-)			1,846 ㎡
	旧メーターの使用水量(+)			0 ㎡
	今 回 の 使 用 水 量(=)			30 ㎡
	水 道 料 金 ①			2,970 円
	内消費税相当額 (10%)			270 円
	前回使用水量 28㎡			前年同月使用水量 32 ㎡
下 水 道	★ 今 回 の 排 出 量			30 ㎡
	★ 下 水 道 使 用 料 ②			3,295 円
	内消費税相当額 (10%)			299 円
	前回排出量 28㎡			前年同月排出量 32 ㎡
	ご請求予定額(税込) ① + ②			6,265 円
上記金額の口座振替日は、令和〇年〇月〇日です				
検針日		検針員		
(お客さまへ)				